

# 死後事務委任契約

財産承継以外の死後手続きを  
トータルでサポートいたします



## 死後事務委任契約とは

亡くなった後に必要な各所へのご連絡、葬儀、遺品整理等の財産承継以外のお手続きをご親族に代わり執り行います。  
ご契約する際にお任せいただくお手続きを選択でき、一括して全てのお手続きをお任せいただくことも可能です。

財産のことは遺言執行、それ以外のお手続きは死後事務委任を



## こんなご心配はありませんか？

- 1 任せられる親族が近くに住んでいない
- 2 財産承継以外の手続きに不安がある
- 3 自分のことで親族に負担をかけたくない

## 死後事務委任契約の内容

	ご親族やご友人などへのご連絡		行政機関への届出
	通夜・葬儀		公共料金などへの連絡、停止
	納骨・永代供養など		家財や生活用品などの遺品整理
	医療費・施設料などの清算		PCデータ、SNSアカウントなどの削除

## 死後事務委任契約とは

メリット  
1

### ご親族に負担をかける心配がなくなる

亡くなった後、ご親族や周りの方に煩雑な手続きや金銭面の負担をかける心配がなくなります。

メリット  
2

### 遺言や相続に精通したプロに任せられる

弊所は遺言、相続などの法律問題を取り扱う弁護士事務所です。死後事務に関しても安心してお任せいただけます。

メリット  
3

### 一括管理でスムーズな処理が可能

亡くなった後の各種連絡やお支払いを弊所が一括で管理します。手続き全体を管理するのでスムーズな処理が可能です。

メリット  
4

### 残りの人生でかかるお金の見通しがつく

死後事務委任契約のお見積もりを出すことで、死後にかかる費用がわかるので、今後残すべきお金の見通しがつきます。

## お支払いについて

弊所では3種類のお支払い方法に対応しております。

ご契約時に契約書原案作成費用が発生しますが、執行に関わる費用や報酬のお支払いは「預り金清算」「保険信託清算」「遺産清算」の中からお選びいただけます。

死後事務委任契約書原案作成費用（税込 55,000 円）

+

### 預り金清算

契約を結ぶ際に、執行に必要な費用と報酬をお預けいただき預り金で清算する方法です。

or

### 保険信託清算

保険会社と生命保険契約を結び、保険金で費用と報酬を清算する方法です。

or

### 遺産清算

亡くなった時の財産から費用と報酬を清算する方法です。

※遺言書の作成が必要になります。

## 死後事務委任契約のサービス内容

ご自身で必要な手続きをお選びいただき、組み合わせてご利用になれます。

サービス内容	費用(税込)
 <b>入院費・入院施設使用料の清算手続き</b> 病院や高齢者施設の入居費の清算や解約等の手続きを行います。	<b>55,000円</b>
 <b>遺体安置&amp;火葬手配</b> 遺体の搬送手続き、安置、火葬までを行います。 (遺体搬送には葬儀社の利用が必須です)	<b>55,000円</b>
 <b>葬儀</b> ご要望通りの葬儀を行います。 喪主を承ることも可能ですのでお気軽にご相談ください。	<b>110,000円</b> ※火葬場で直葬(火葬式)の場合は 55,000円
 <b>納骨・散骨</b> 火葬後のご遺骨を、生前ご希望されていた墓地・納骨堂へ埋葬。 ご希望の方はご指定の海への散骨にも対応いたします。	<b>110,000円</b> ※立ち合い不要の場合は 55,000円
 <b>不動産賃貸契約解約</b> 大家、管理人、不動産会社と連絡調整を行い、不動産賃貸借契約の解約や家賃・敷金の清算などを行います。	<b>55,000円</b>
 <b>遺品整理</b> 住居内の遺品の整理を行います。貴重品は遺産として選別・保管し、形見分けのご希望があれば、ご指定の方へお渡しいたします。	<b>55,000円</b>
 <b>公共サービス等解約</b> 電気・ガス・水道や電話、新聞、クレジットカード等の解約、インターネット契約などの脱退手続きと利用料金の清算を行います。	<b>22,000円</b> ※1契約ごと
 <b>未払い税金の支払い</b> 死亡年度分の住民税や固定資産税などの未払いの税金に関する納税手続きを行います。	<b>22,000円</b> ※1契約ごと
 <b>行政機関の資格証明書返納手続き</b> 健康保険証や運転免許証などの行政機関が発行している各種の資格証明書に関して、返納手続きを行います。	<b>11,000円</b> ※1件ごと
 <b>勤務先企業・機関の退職手続き</b> 勤務先企業、機関の担当と連絡を取り、退職の手続きを行います。	<b>33,000円</b>
 <b>SNS・メールアカウント削除</b> Twitter、Facebook、InstagramなどのSNSやメールアカウントの削除や死亡連絡の投稿を行います。	<b>11,000円</b> ※1アカウントごと
 <b>関係者への死亡通知</b> 友人、知人等のご指定の関係者へ死亡通知を行います。	<b>5,500円</b> ※1件ごと
 <b>ペットの里親探し・終身施設引き渡し</b> ご契約者が飼われていたペットの里親探し、もしくは終身施設への引き渡しを行います。	<b>55,000円</b>

※上記以外のお手続きについては別途お見積りさせていただきます。

※上記以外に、葬儀代やお布施代、入院費の清算費用など手続きに必要な費用をお預かりします。

## 死後事務委任契約の流れ

### 1. 初回相談

弁護士と終活カウンセラーが面談でお話をお伺いいたします。  
終活や相続問題でのお困りごとや心配なことをお聞かせください。  
当事務所からは、サービス・契約の概要をご説明し、問題解決のための方法をお答えします。

### 2. 書類作成契約

ご契約を決めていただいた場合、まず契約書・見積書の作成作業をするために書類作成契約を結んでいただき、死後事務委任契約書原案作成費用(55,000円)をお支払いいただきます。

### 3. 手続きのお打合せ

家族構成や関係性、資産・収支の状況、家賃や水光熱費など暮らしに関する契約の状況などのほか、遺産の処理方法、葬儀や埋葬のご希望などをお伺いします。  
ご自身で生前契約されていない場合、葬儀や埋葬、家財整理に関する執行費用の見積もりの代理取得を行いご提案いたします。  
※遺品整理費用は原則、ご自宅にお伺いして業者の立会い見積りをさせていただきます。

### 4. 費用のお見積もり

上記プランを基に、必要な死亡時の手続きに必要な諸経費、手続きの種類・数に基づく報酬を算定します。

### 5. ご契約

執行費用の見積りと契約書・遺言書の文案をご確認いただき、契約締結を行います。

### 6. 定期報告

見積りした執行費用の相当額を、弊所のお客様専用の預り金口座にて管理します。  
年一回お客様へ預り金管理状況のご報告をいたします。

### 7. 死後事務の執行

お客様が亡くなられたら、契約内容に沿って、ご遺体の引取りから葬儀の施行、遺品整理などの手続きを行います。  
葬儀費用や入院費の支払いなど諸経費の清算が終わったら、残された財産をご指定の方・団体等へ引き渡します。

### 8. 執行完了の報告

全てのお手続きが完了後、執行費用、相続財産の中から当事務所の報酬を受領します。  
また、法定相続人となるご親族、ご指定の方へ業務報告をさせていただきます。